

西宮市リハビリテーション専門職によるケアマネジメント支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項第2号に基づく一般介護予防事業として、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士（以下「リハビリテーション専門職」という。）によるケアマネジメント支援事業を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、法、地域支援事業実施要綱（平成18年老発第0609001号厚生労働省通知）、及び西宮市介護予防ケアマネジメント事業実施要綱の例による。

(目的)

第3条 介護予防サービス計画又は介護予防ケアプランを作成する者（以下「ケアプラン作成者」という。）が、利用者（利用予定者を含む。以下「利用者」という。）に対するよりよいケアマネジメントを行えるよう支援することにより、介護予防・自立支援の取り組みを強化することを目的として実施する。

(事業内容)

第4条 法115条の48の規定に基づく地域ケア会議として本市が実施する「自立に向けたケアマネジメント会議」において、初回検討の対象となった利用者への支援を行うケアプラン作成者へ、支援の必要性が生じた場合に本事業を実施する。実施する内容は、当該利用者宅をケアプラン作成者が訪問する際に、西宮市の依頼を受けて当該利用者への支援について検討したリハビリテーション専門職のうち1名が同行し、リハビリテーション専門職としての専門的見地から心身評価等を行い、生活課題の原因分析を実施し、ケアプラン作成者に対して利用者に対するよりよいケアマネジメントを行えるよう具体的な対応策に関する助言・提案を行うものとする。

(事業の実施)

第5条 実施主体は、西宮市とする。ただし、事業の全部又は一部について、市が適当と認める者に対し、その実施を委託できるものとする。

(対象者)

第6条 事業の対象者は、介護予防サービス計画又は介護予防ケアプランを作成する地域包括支援センターの職員及び指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員とする。

(実施申し込み)

第7条 ケアプラン作成者が、本事業による支援を受けようとするときは、市長が別に定める申込書により事前に申し込みをしなければならない。

(リハビリテーション専門職の派遣)

第8条 前条の申し込みを受け、リハビリテーション専門職を派遣する場合の派遣時間は、1

回あたり概ね1時間程度とする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

(利用料)

第9条 本事業の利用料は無料とする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年7月1日から実施する。